

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月10日

【四半期会計期間】 第66期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

【会社名】 水戸証券株式会社

【英訳名】 Mito Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 一彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番10号

【電話番号】 03(6739)0310 大代表

【事務連絡者氏名】 財務部長 大槻 剛

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番10号

【電話番号】 03(6739)0310 大代表

【事務連絡者氏名】 財務部長 大槻 剛

【縦覧に供する場所】 水戸支店  
(茨城県水戸市南町二丁目6番10号)

館山支店  
(千葉県館山市北条2207番地)

東松山支店  
(埼玉県東松山市六反町8番地3)

秦野支店  
(神奈川県秦野市寿町1番5号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年8月12日に提出いたしました第66期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第4 提出会社の状況

4 業務の状況

(3) 自己資本規制比率

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

(訂正前)

回次	第65期 第1四半期累計(会計)期間	第66期 第1四半期累計(会計)期間	第65期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
自己資本規制比率 (%)	565.1	589.8	623.4
従業員数 (人)	782	780	747

(訂正後)

回次	第65期 第1四半期累計(会計)期間	第66期 第1四半期累計(会計)期間	第65期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
自己資本規制比率 (%)	563.0	587.0	620.1
従業員数 (人)	782	780	747

## 第4 【提出会社の状況】

### 4 【業務の状況】

#### (3) 自己資本規制比率

(訂正前)

区分		第66期第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	第65期 (平成22年3月31日)
基本的項目(百万円) (A)		28,238	28,531
補完的項目 (百万円)	その他有価証券 評価差額金(評価益)等	14	436
	金融商品取引責任準備金等	74	124
	一般貸倒引当金		
	計 (B)	88	561
控除資産(百万円) (C)		6,163	6,154
固定化されていない自己資本の額(百万円) (A) + (B) - (C) (D)		22,163	22,938
リスク相当額 (百万円)	市場リスク相当額	577	520
	取引先リスク相当額	413	354
	基礎的リスク相当額	2,766	2,805
	計 (E)	3,757	3,679
自己資本規制比率(%) (D) / (E) × 100		589.8	623.4

(注) 金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の定めにより、決算数値をもとに算出したものであります。

第65期の市場リスク相当額の月末平均額は692百万円、月末最大額は917百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は364百万円、月末最大額は415百万円であります。

第66期第1四半期会計期間末の市場リスク相当額の月末平均額は595百万円、月末最大額は621百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は402百万円、月末最大額は413百万円であります。

(訂正後)

区分		第66期第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	第65期 (平成22年3月31日)
基本的項目(百万円) (A)		28,238	28,531
補完的項目 (百万円)	その他有価証券 評価差額金(評価益)等	14	436
	金融商品取引責任準備金等	74	124
	一般貸倒引当金		
	計 (B)	88	561
控除資産(百万円) (C)		6,163	6,154
固定化されていない自己資本の額(百万円) (A) + (B) - (C) (D)		22,163	22,938
リスク相当額 (百万円)	市場リスク相当額	577	520
	取引先リスク相当額	<u>431</u>	<u>374</u>
	基礎的リスク相当額	2,766	2,805
	計 (E)	<u>3,775</u>	<u>3,699</u>
自己資本規制比率(%) (D) / (E) × 100		<u>587.0</u>	<u>620.1</u>

(注) 金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の定めにより、決算数値をもとに算出したものであります。

第65期の市場リスク相当額の月末平均額は692百万円、月末最大額は917百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は383百万円、月末最大額は432百万円であります。

第66期第1四半期会計期間末の市場リスク相当額の月末平均額は595百万円、月末最大額は621百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は421百万円、月末最大額は431百万円であります。